

## 子供保険特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 被保険者の範囲および資格の得喪  
 第2条 特約の締結および責任開始期  
 第3条 特約保険金の支払  
 第4条 特約の保険料の払込免除  
 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込  
 第6条 特約の保険料の自動振替貸付  
 第7条 特約の失効  
 第8条 特約の復活  
 第9条 特約の解約  
 第10条 解約返戻金  
 第11条 債権者等による解約  
 第12条 特約の保険金額の減額

- 第13条 特約の復旧  
 第14条 特約の消滅  
 第15条 告知義務および告知義務違反  
 第16条 重大事由による解除  
 第17条 契約者配当  
 第18条 終身保険契約申込の特別取扱  
 第19条 特約保険金の受取人の変更  
 第20条 管轄裁判所  
 第21条 主約款の規定の準用  
 第22条 変額保険に付加した場合の特則  
 第23条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則  
 第24条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則

## 子供保険特約条項

(昭和57年6月10日制定)

(平成23年5月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、主契約の被保険者のお子さまが、死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。

## (被保険者の範囲および資格の得喪)

- 第1条 この特約の被保険者は、特約締結の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者と同一戸籍に記載されている生後15日以上満20歳未満の子とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めるときは、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の同意を得て、その子を被保険者の範囲から除きます。
- 3 この特約の締結後に第1項に該当した子は、その該当した時から被保険者となります。
- 4 この特約の締結後、被保険者である子は、次の各号のいずれか早い日から被保険者でなくなります。

号	被保険者でなくなる日
(1)	主契約の被保険者と同一戸籍に記載されなくなった日
(2)	満25歳になった日
(3)	主契約の被保険者が満60歳になった日の直後に到来する年単位の契約応当日

## (特約の締結および責任開始期)

- 第2条 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。
- 3 前条第3項の場合、会社は、被保険者となった時からその被保険者に対する保険契約上の責任を負います。

## (特約保険金の支払)

- 第3条 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約の死亡保険金額	主契約の被保険者
特約高度障害保険金	各被保険者が、責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態（別表1）になったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約の死亡保険金額と同額	主契約の被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態（別表1）に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 3 この特約で、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

保険金の種類	免責事由
特約死亡保険金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
特約高度障害保険金	保険契約者もしくは特約の保険金受取人の故意により被保険者が高度障害状態（別表1）になったとき、または被保険者の故意によりその被保険者自身が高度障害状態（別表1）になったとき

#### （特約の保険料の払込免除）

**第4条** 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

**第5条** この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。
- 4 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### （特約の保険料の自動振替貸付）

**第6条** この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

#### （特約の失効）

**第7条** 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### （特約の復活）

**第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

## (特約の解約)

第9条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

## (解約返戻金)

第10条 この特約の解約返戻金その他の返戻金は、ありません。

## (債権者等による解約)

第11条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

## (特約の保険金額の減額)

第12条 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。

## (特約の復旧)

第13条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。  
2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。  
3 この特約を減額した場合の復旧は取扱いしません。

## (特約の消滅)

第14条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(2)	主契約が消滅したとき

## (告知義務および告知義務違反)

第15条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

## (重大事由による解除)

第16条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## (契約者配当)

第17条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

## (終身保険契約申込の特別取扱)

第18条 この特約の被保険者は、次のいずれか早い日に該当して被保険者でなくなる場合、その定められた期間内に限り、被保険者選択を受けることなく、同一の者を被保険者とする85歳払込済終身保険を申込むことができます。ただし、この場合の死亡保険金額は、この特約の死亡保険金額の5倍または会社所定の金額のいずれか少ない金額を限度とし、会社所定の金額以上であることを要します。

被保険者でなくなる日	申込期間
婚姻により主契約の被保険者と同一戸籍に記載されなくなった日	該当した日の翌日から1か月
満25歳になった日	該当する日の1か月前から2か月
主契約の被保険者が満60歳になった日の直後に到来する年単位の契約応当日	該当する日の1か月前から2か月

2 前項において、その子がこの保険契約の被保険者である期間内に、新たに申込んだ保険契約の責任が開始される場合には、第1条第4項の規定にかかわらず、その者は、新しい保険契約の責任開始期に、この特約の被保険者でなくなります。

## (特約保険金の受取人の変更)

第19条 保険契約者は、この特約の保険金の受取人を変更できません。

## (管轄裁判所)

第20条 この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## (主約款の規定の準用)

第21条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

## (変額保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。

(主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合の特則)

第23条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第24条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。